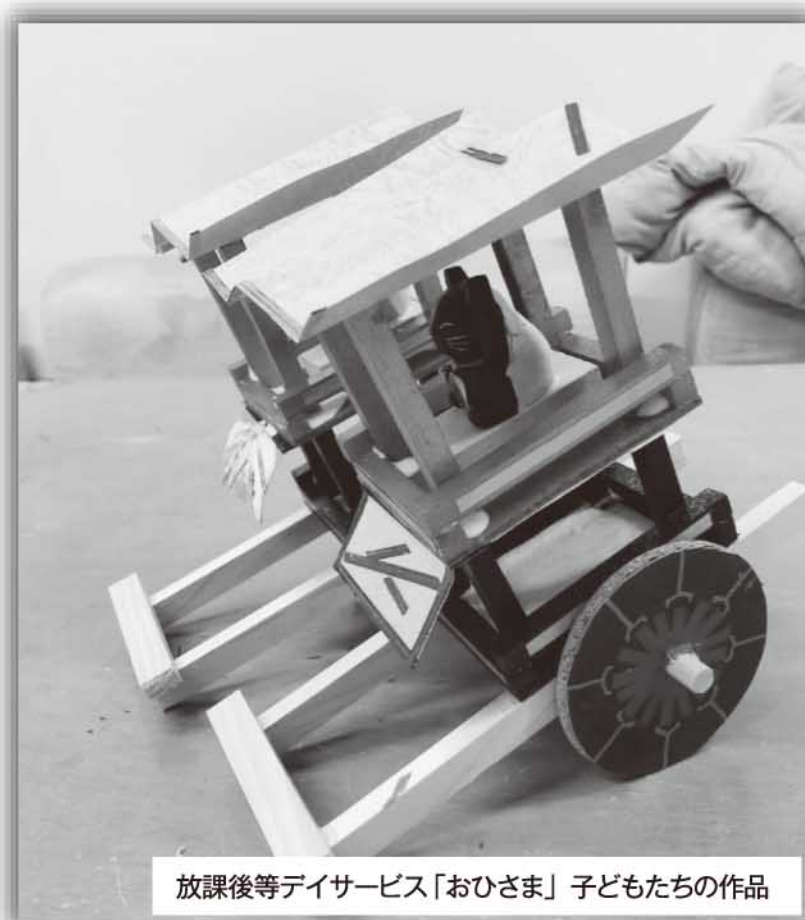


第1章

地域福祉計画・地域福祉活動計画の 策定にあたって



1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化、核家族化等により、地域でのさまざまな生活課題が生じてきています。また、地域におけるコミュニティなどを通じた人々のつながりも希薄になってきています。高齢者や障がい者等で生活支援を必要とする人々は厳しい状況におかれるなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような中で、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた家や地域で生き生きと安心して暮らしていくためには、人と人とのつながりを大切にし、お互いに住民一人ひとりの理解と協力による地域福祉づくりが必要です。

地域の課題を地域全体で共有し、地域が主体性をもって解決に向けて取り組むことが重要であり、地域福祉の推進のための方向性を示すものとして、地域福祉計画を策定するものです。

また、この計画は、行動計画である第2期村上市地域福祉活動計画と一体的に策定することで、両計画が連携・協働して具体的に地域福祉の向上・推進に向けて取り組むものです。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付け、住民参画により地域福祉の推進に関する事項を総合的に定めるものです。

村上市総合計画を最上位計画として、今後の地域福祉推進のための方向性を示すものです。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

SDGsは、世界的な課題解決に向けて取り組むものですが、各国政府による取り組みだけでは達成が困難であり、企業や地方自治体、学界や市民社会、そして一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められているものです。

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの支え合いが地域福祉の基盤となり、持続可能な開発目標SDGsに結びつくものであるため、並行して策定を進めるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(参考1) 社会福祉法 (抄)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

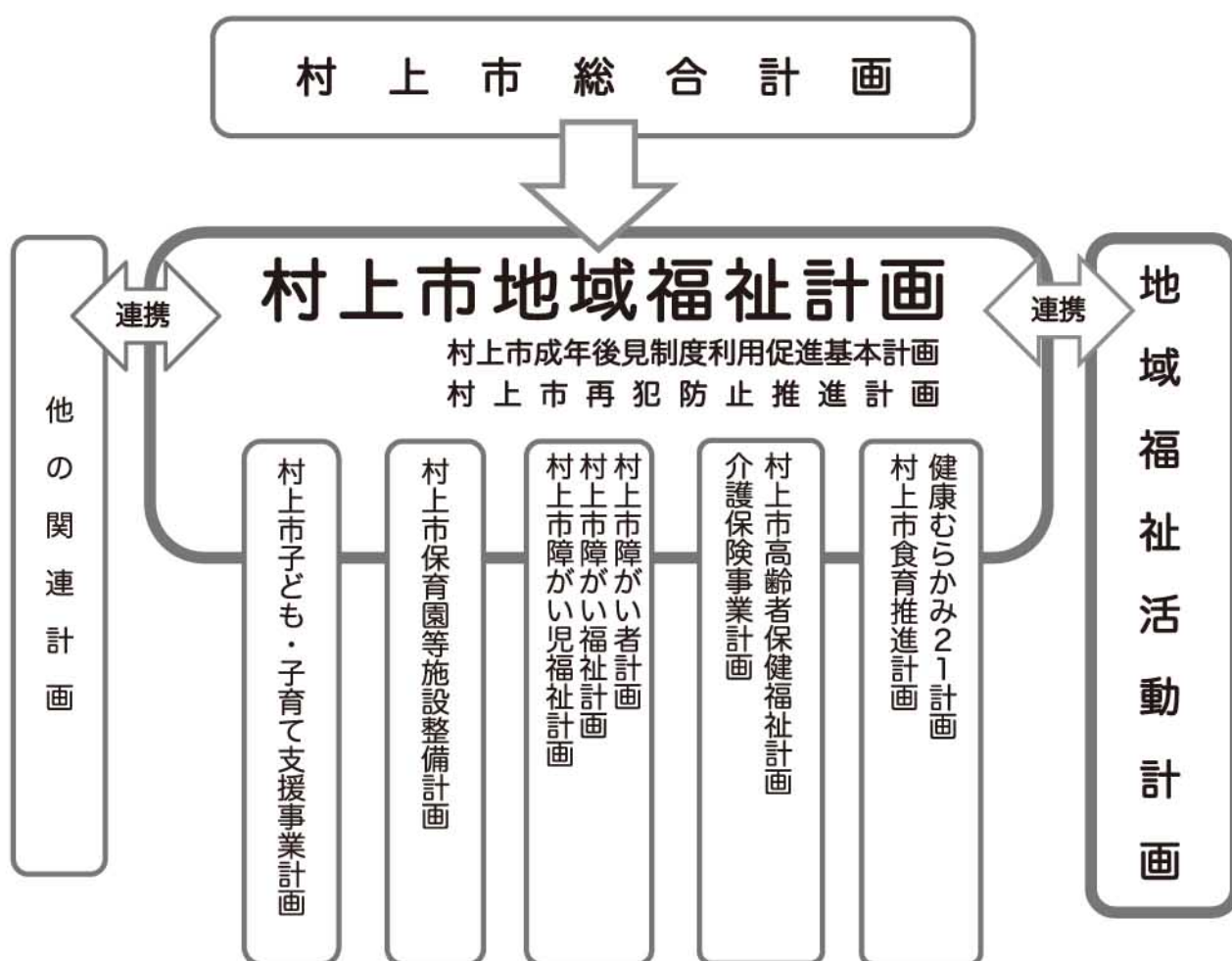
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつては(中略)市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 他計画との関係

地域福祉計画は、村上市総合計画を最上位計画とし、地域福祉の総合的な計画であることから、高齢者、障がい者、児童に関する分野の横断的な取り組みを進めていくために、個別計画と連携を図りながら策定します。

さらに、この計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものです。



5 計画期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間内においても、社会情勢等を的確に把握し、状況の変化に対応する必要がある場合は、適宜見直しを行い計画変更も可能なものとします。

【本市における各計画の期間】

計画の名称	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11 以降
総合計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<u>地域福祉計画</u>	→	→	→	→	→	→	→	→	→
子ども・子育て支援事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
保育園等施設整備計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい者計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
健康むらかみ21計画 食育推進計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→
<u>地域福祉活動計画</u>	→	→	→	→	→	→	→	→	→